平成２３年（フ）第３４４号
静岡県湖西市新居町浜名2790番地の１
フォーチュンシティW―706号室
債務者　徳山浩二こと　徳山　浩二
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４４６６号
大阪府大阪市東住吉区住道矢田３丁目６番７―170号
債務者　岡本孝子こと　河　　孝子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４７号
釧路市愛国東４丁目21番15号
債務者　横山　政宏
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１５３号
釧路市旭町24番1044号
債務者　三田村和美
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１５８号
釧路市城山１丁目４番153号　リバーサイドキタハラ503号
債務者　四十物安彦
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１５９号
釧路市城山１丁目４番153号　リバーサイドキタハラ503号
債務者　四十物和子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１９２号
北海道川上郡弟子屈町川湯温泉７丁目１番６号
債務者　志水　京子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１６０２号
横浜市瀬谷区下瀬谷３丁目２番地の18
債務者　仙田多恵子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６６５号
神奈川県大和市草柳２丁目２番地４　吉田ハイツ101
債務者　亀山真紀子（旧姓桐淵）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７０１号
横浜市旭区本村町40番地７　アーバン101
債務者　吉岡　真紀（旧姓醍醐）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７２８号
横浜市都筑区池辺町2787番地　須藤葉子方
債務者　亀井　　匡
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３号
栃木県下野市駅東６丁目９番17号
債務者　伊澤　賢二
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後３時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第７８７号
東京都八王子市散田町４丁目１番12号岸田荘101号
債務者　多田　敬子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８３４号
東京都府中市栄町２丁目７番地の２村山荘201
債務者　田渕　直樹
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７２３号
横浜市鶴見区東寺尾６丁目24番５号　ビワハウス205号
債務者　水上　保博
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部